

長岡市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

平成31年2月5日

長岡市監査委員	阿部隆夫
同	北村敏雄
同	篠田弘成
同	高野正義

1 監査の対象

長岡フィルムコミッション

「長岡フィルムコミッション補助金」

スノーフェスティバルin越路実行委員会

「スノーフェスティバルin越路補助金」

2 監査の範囲

平成29年度及び平成30年度に長岡市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

3 監査の期間

平成30年12月12日から12月25日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、当該団体に対する補助金が適正に受け入れられ、かつ、補助の目的・条件に従って支出されているかを検証するため、提出された書類について会計帳簿・証拠書類との照合のほか、必要と認めるその他の監査を実施しました。

5 監査の結果

監査の対象	監査の結果
長岡フィルムコミッション 「長岡フィルムコミッション補助金」	適正に処理されていました。
スノーフェスティバル in 越路実行委員会 「スノーフェスティバル in 越路補助金」	適正に処理されていました。